

指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 介護予防訪問介護（第2条―第8条）
- 第3章 介護予防訪問入浴介護（第9条―第14条）
- 第4章 介護予防訪問看護（第15条―第18条）
- 第5章 介護予防訪問リハビリテーション（第19条―第22条）
- 第6章 介護予防居宅療養管理指導（第23条―第26条）
- 第7章 介護予防通所介護（第27条―第35条）
- 第8章 介護予防通所リハビリテーション（第36条―第40条）
- 第9章 介護予防短期入所生活介護（第41条―第54条）
- 第10章 介護予防短期入所療養介護（第55条―第64条）
- 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護（第65条―第73条）
- 第12章 介護予防福祉用具貸与（第74条―第79条）
- 第13章 特定介護予防福祉用具販売（第80条―第83条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 介護予防訪問介護

（電子情報処理組織を使用する方法等）

第2条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げる方法

ア 指定介護予防訪問介護事業者（条例第6条に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第9条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

（2） 磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法

（サービス提供責任者の職務）

第3条 条例第26条第3項第2号の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

- (1) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向の定期的な把握
- (2) サービス担当者会議（条例第14条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等による介護予防支援事業者（条例第11条に規定する介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携の確保
- (3) 訪問介護員等（条例第6条に規定する訪問介護員等であってサービス提供責任者でないものをいう。以下この条において同じ。）に対する具体的な援助の目標及び内容の指示並びに利用者の状況に係る情報の伝達
- (4) 訪問介護員等の業務の実施状況の把握
- (5) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理の実施
- (6) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、サービスの内容の管理に係る必要な業務の実施  
（事業の運営についての重要事項）

第4条 条例第27条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問介護（条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（条例第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）
- (6) 緊急時等における対応の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
（指定介護予防訪問介護の提供に関する記録）

第5条 条例第39条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画
- (2) 条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
（指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針）

第6条 訪問介護員等（条例第6条に規定する訪問介護員等をいう。）の行う指定介護予防訪問介護の方針は、条例第5条に定める基本方針及び条例第40条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画（条例第16条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (2) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、当該介護予防訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (3) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成したときは、当該介護予防訪問介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (4) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (5) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

- (6) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (7) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供の状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者（条例第252条第6項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (8) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (9) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。
- (10) 条例第41条第1項第1号及び第2号並びに第1号から第8号までの規定は、前号の介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第7条 条例第46条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 介護予防訪問介護が、指定介護予防支援事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 介護予防訪問介護が、省令第41条第2項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 同居の家族に対する介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等（条例第43条に規定する訪問介護員等をいう。）の当該介護予防訪問介護に従事する時間を合計した時間が、当該訪問介護員等の介護予防訪問介護に従事する時間を合計した時間のおおむね2分の1を超えない場合

（準用）

第8条 第2条から第6条までの規定は、条例第43条に規定する基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。

### 第3章 介護予防訪問入浴介護

（利用者から支払を受けることができる費用）

第9条 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護（条例第48条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）を行う場合に要する交通費
- (2) 利用者の選定により使用する特別な浴槽水等に係る費用

（事業の運営についての重要事項）

第10条 条例第55条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用についての留意事項
- (7) 緊急時等における対応の方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第11条 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- (1) 条例第57条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第57条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第57条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (4) 省令第55条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第12条 第2条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第13条 条例第59条第1項第2号の規則で定める場合は、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合とし、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てて指定介護予防訪問入浴介護を提供することができる。

2 介護予防訪問入浴介護従業者(条例第49条に規定する介護予防訪問入浴介護従業者をいう。)の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、条例第48条に定める基本方針及び条例第58条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、消毒されたものを使用すること。

(準用)

第14条 第2条、第9条から第11条まで及び第13条の規定は、条例第60条に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。

#### 第4章 介護予防訪問看護

(事業の運営についての重要事項)

第15条 条例第73条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問看護(条例第64条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第16条 条例第74条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第78条第2項の主治の医師による指示の文書
- (2) 介護予防訪問看護計画書
- (3) 介護予防訪問看護報告書
- (4) 条例第75条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (5) 条例第75条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第75条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (7) 省令第74条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第17条 第2条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第18条 看護師等(条例第65条に規定する看護師等をいう。)の行う指定介護予防訪問看護の方針は、条例第64条に定める基本方針及び条例第76条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (2) 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、当該介護予防訪問看護計画書の主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (3) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成したときは、当該介護予防訪問看護計画書を記載した書面を利用者に交付すること。
- (4) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携の下、第2号の介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。
- (5) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (7) 特殊な看護等を行わないこと。
- (8) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。
- (9) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該介護予防訪問看護報告書の内容についてサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問看護報告書を主治の医師に定期的に提出すること。
- (10) 指定介護予防訪問看護事業所(条例第65条に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。)の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行うこと。
- (11) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、当該変更後の介護予防訪問看護計画書を主治の医師に提出すること。
- (12) 条例第77条第1項第1号及び第2号並びに第1号から第10号までの規定は、前号の介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。
- (13) 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、条例第77条第1項第2号並びに第1号から第4号まで及び第8号から第12号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

## 第5章 介護予防訪問リハビリテーション

(事業の運営についての重要事項)

第19条 条例第83条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション（条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用料及びその他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
（記録の整備）

第20条 条例第84条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) 条例第85条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第85条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第85条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 省令第84条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
（準用）

第21条 第2条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第22条 指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、条例第79条に定める基本方針及び条例第86条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (2) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (3) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- (5) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (7) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。
- (8) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (9) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (10) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うこと。
- (11) 条例第87条第1号及び第2号並びに第1号から第9号までの規定は、前号の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更

について準用する。

## 第6章 介護予防居宅療養管理指導

(事業の運営についての重要事項)

第23条 条例第92条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導（条例第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
(記録の整備)

第24条 条例第93条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- (1) 条例第94条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第94条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第94条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (4) 省令第93条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第25条 第2条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第26条 指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次の各号に掲げる介護予防居宅療養管理指導従業者（条例第89条に規定する介護予防居宅療養管理指導従業者をいう。）の職種の区分に応じ、当該各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 医師又は歯科医師 次に掲げるところによる。
  - ア 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
  - イ アの指導又は助言を行うに当たっては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。
  - ウ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
  - エ ウの情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。
  - オ ウの情報提供又は助言について、サービス担当者会議に参加することにより行うことが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。
- (2) 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 次に掲げるところによる。
  - ア 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
  - イ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (3) 看護職員 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

## 第7章 介護予防通所介護

(指定介護予防通所介護事業所の設備の基準)

第27条 条例第100条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練の実施に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により会話の内容が漏れないよう配慮されていること。

(利用者に負担させることが適当と認められる費用)

第28条 条例第101条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護(条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつてその利用者に負担させることが適当と認められるもの

(事業の運営についての重要事項)

第29条 条例第102条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所介護の利用定員
- (5) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用についての留意事項
- (8) 緊急時等における対応の方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第30条 条例第107条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防通所介護計画
- (2) 条例第108条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第108条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第108条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 省令第107条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第31条 第2条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第32条 介護予防通所介護従業者(条例第98条に規定する介護予防通所介護従業者をいう。)の行う指定介護予防通所介護の方針は、条例第97条に定める基本方針及び条例第109条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (2) 指定介護予防通所介護事業所(条例第98条に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、当該介護予防通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。



- (3) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成したときは、当該介護予防通所介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (4) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (5) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (7) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (8) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (9) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うこと。
- (10) 条例第110条第1項第1号及び第2号並びに第1号から第8号までの規定は、前号の介護予防通所介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点）

第33条 条例第111条第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものを提供すること。
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないものとし、条例第112条に定める安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全に最大限の配慮をすること。

（基準該当介護予防通所介護事業所の設備の基準）

第34条 条例第115条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練の実施に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- (2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により会話の内容が漏れないよう配慮されていること。

（準用）

第35条 第2条、第28条から第30条まで並びに第32条及び第33条の規定は、条例第113条に規定する基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。

## 第8章 介護予防通所リハビリテーション

（事業の運営についての重要事項）

第36条 条例第121条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定介護予防通所リハビリテーション（条例第117条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用定員
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用についての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
（記録の整備）

第37条 条例第123条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防通所リハビリテーション計画
- (2) 条例第124条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第124条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第124条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 省令第123条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
（準用）

第38条 第2条及び第28条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。

（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第39条 介護予防通所リハビリテーション従業者（条例第118条に規定する介護予防通所リハビリテーション従業者をいう。）の行う指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、条例第117条に定める基本方針及び条例第125条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この条において「医師等の従業者」という。）は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (2) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該介護予防通所リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防通所リハビリテーション計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (6) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (7) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (8) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (9) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこと

。(10) 条例第126条第1項第1号及び第2号並びに第1号から第8号までの規定は、前号の介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第40条 条例第127条第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者（条例第118条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものを提供すること。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないものとし、条例第128条に定める安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全に最大限の配慮をすること。

#### 第9章 介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準)

第41条 条例第133条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
  - ア 指定介護予防短期入所生活介護事業所（条例第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第143条において準用する条例第105条の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
  - イ 条例第143条において準用する条例第105条の訓練については、アの計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
  - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

2 条例第133条第2項に定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第133条第3項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練の実施に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- (2) 浴室 要支援者（法第7条第4項に規定する要支援者をいう。以下同じ。）が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
  - (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- (利用者に負担させることが適当と認められる費用)

第42条 条例第136条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり指定介護予防短期入所生活介護事業者（条例第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合に要した費用を除く。）
- (5) 理容又は美容に係る費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護（条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第136条第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

(事業の運営についての重要事項)

第43条 条例第139条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（省令第129条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域（指定介護予防サービスの提供を行う事業所が通常時に送迎を行う地域をいう。以下同じ。）
- (6) サービスの利用についての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(指定介護予防短期入所生活介護の利用者数)

第44条 条例第140条の規則で定める利用者数は、次に掲げる利用者数とする。

- (1) 省令第129条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所以外の指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第45条 条例第142条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 条例第137条第2項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (3) 条例第143条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第143条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第143条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録

(6) 省令第142条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第46条 介護予防短期入所生活介護従業者（条例第130条において規定する介護予防短期入所生活介護従業者をいう。）の行う指定介護予防短期入所生活介護の方針は、条例第129条に定める基本方針及び条例第144条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。

(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該介護予防短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所生活介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

(5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(入浴又は清拭)

第47条 条例第146条第2項の規定による入浴又は清拭<sup>しき</sup>は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準)

第48条 条例第154条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第160条において準用する条例第143条において準用する条例第105条の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第160条において準用する第143条において準用する条例第105条の訓練については、アの計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

2 条例第154条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第154条第3項第2号に規定する浴室の設備の基準は、要支援者が入浴するのに適したものとする。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な通行に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) ユニット（条例第152条に規定するユニットをいう。以下この章及び附則第2項第4号において同じ。）又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。  
(利用者に負担させることが適当と認められる費用)

第49条 条例第156条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わりユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合に要した費用を除く。）
- (5) 理容又は美容に係る費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第156条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

(事業の運営についての重要事項)

第50条 条例第157条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（省令第129条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第73号）第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（省令第129条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービスの利用についての留意事項
- (8) 緊急時等における対応の方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者数)

第51条 条例第159条の規則で定める利用者数は、次に掲げる利用者数とする。

- (1) 省令第129条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所以外のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第52条 第45条及び第46条の規定は、条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する

。この場合において、第45条第3号から第5号までの規定中「第143条」とあるのは「第160条において準用する条例第143条」と、同条第6号中「第142条」とあるのは「第159条において準用する省令第142条」と読み替えるものとする。

(基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準)

第53条 条例第170条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練の実施に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所(条例第166条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)の廊下の幅は、車椅子を使用する利用者が円滑に移動することが可能な広さとすること。

(準用)

第54条 第42条から第47条までの規定は、条例第166条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

この場合において、第45条第3号から第5号までの規定中「第143条」とあるのは「第172条」と、同条第6号中「第142条」とあるのは「第185条」と読み替えるものとする。

#### 第10章 介護予防短期入所療養介護

(利用者に負担させることが適当と認められる費用)

第55条 条例第177条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり指定介護予防短期入所療養介護事業者(条例第174条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合に要する費用を除く。)
- (5) 理容又は美容に係る費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護(条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第177条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

(事業の運営についての重要事項)

第56条 条例第179条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(指定介護予防短期入所療養介護の利用者数)

第57条 条例第180条の規則で定める利用者数は、次に掲げる利用者数とする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所（条例第174条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟（条例第176条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3) 診療所（前号に規定するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数  
（記録の整備）

第58条 条例第181条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防短期入所療養介護計画
- (2) 条例第178条第2項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (3) 条例第182条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第182条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第182条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (6) 省令第195条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
（指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針）

第59条 介護予防短期入所療養介護従業者（条例第174条に規定する介護予防短期入所療養介護従業者をいう。）の行う指定介護予防短期入所療養介護の方針は、条例第173条に定める基本方針及び条例第183条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、当該介護予防短期入所療養介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所療養介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (5) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。  
（入浴又は清拭<sup>しき</sup>）

第60条 条例第187条第2項の規定による入浴又は清拭<sup>しき</sup>は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

（利用者に負担させることが適当と認められる費用）

第61条 条例第193条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わりユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用



- (4) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合に要する費用を除く。）
- (5) 理容又は美容に係る費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用としてその利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第193条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

（事業の運営についての重要事項）

第62条 条例第194条の規則で定める事業の運営についての重要事項については、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者数）

第63条 条例第196条の規則で定める利用者数は、次に掲げる利用者数とする。

- (1) ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第76号）第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第77号）第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

（準用）

第64条 第58条及び第59条の規定は、条例第190条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第58条第3号から第5号までの規定中「第182条」とあるのは「第197条において準用する条例第182条」と、同条第6号中「第195条」とあるのは「第210条において準用する省令第195条」と読み替えるものとする。

#### 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

（指定介護予防特定施設の設備の基準）

第65条 条例第206条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（事業の運営についての重要事項）

第66条 条例第213条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護予防特定施設従業者（条例第204条に規定する介護予防特定施設従業者をいう。以下同じ。）の職種、員数及び職務

内容

- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護（条例第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室（条例第206条第4項に規定する介護居室をいう。）又は一時介護室（条例第206条第3項第1号に規定する一時介護室をいう。）に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用についての留意事項
- (7) 緊急時等における対応の方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
（記録の整備）

第67条 条例第217条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画（条例第203条第1項に規定する介護予防特定施設サービス計画をいう。以下同じ。）
- (2) 条例第209条第2項に規定する利用者の同意等に係る書類
- (3) 条例第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第212条第2項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (5) 条例第214条第3項の結果等の記録
- (6) 条例第218条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (7) 条例第218条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (8) 省令第245条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
（指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針）

第68条 介護予防特定施設従業者の行う指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、条例第203条に定める基本方針及び条例第219条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 計画の作成を担当する者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、当該介護予防特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。
- (2) 計画の作成を担当する者は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、当該介護予防特定施設サービス計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (5) 計画の作成を担当する者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うこと。
- (6) 計画の作成を担当する者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うこと。
- (7) 条例第220条第1項第1号及び第2号並びに第1号から第5号までの規定は、前号の介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

（入浴又は清拭<sup>しき</sup>）

第69条 条例第221条第2項の規定による入浴又は清拭<sup>しき</sup>は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防特定施設の設備の基準)

第70条 条例第230条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(事業の運営についての重要事項)

第71条 条例第232条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者(条例第228条に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者をいう。)の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者(条例第226条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。)及び受託介護予防サービス事業所(条例第231条第1項に規定する受託介護予防サービス事業所をいう。)の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用についての留意事項
- (8) 緊急時等における対応の方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第72条 条例第234条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 条例第233条第8項の結果等の記録
- (3) 条例第235条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第235条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 条例第235条において準用する条例第209条第2項に規定する利用者の同意等に係る書類
- (6) 条例第235条において準用する条例第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 条例第235条において準用する条例第212条第2項に規定する身体的拘束等に係る理由を記録
- (8) 条例第235条において読み替えて準用する条例第214条第3項の結果等の記録
- (9) 条例第236条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
- (10) 省令第262条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第73条 第68条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第5号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは、「他の条例第228条に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び条例第226条に規定する受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

## 第12章 介護予防福祉用具貸与

(指定介護予防福祉用具貸与の設備及び器材の基準)

第74条 条例第241条第2項の規則で定める設備及び器材の基準は、次の各号に掲げる設備及び器材の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 福祉用具の保管のために必要な設備 次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 清潔であること。
  - イ 消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分して保管することができること。
- (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 指定介護予防福祉用具貸与事業者（条例第239条に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。）が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒の効果を有するものであること。  
（事業の運営についての重要事項）

第75条 条例第243条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与（条例第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実地実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
（記録の整備）

第76条 条例第248条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第246条第4項の結果等の記録
- (2) 条例第249条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第249条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第249条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 条例第252条第1項の介護予防福祉用具貸与計画
- (6) 省令第276条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
（準用）

第77条 第2条の規定は、条例第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第78条 福祉用具専門相談員（条例第239条に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、条例第238条に定める基本方針及び条例第250条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用に当たって留意すべき事項、故障が生じたときの対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

（準用）

第79条 第2条、第74条から第76条まで及び第78条の規定は、条例第253条に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与の事業につ

いて準用する。

### 第13章 特定介護予防福祉用具販売

(利用者に交付する書面の記載事項)

第80条 条例第261条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業所（省令第282条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業所をいう。）の名称
- (2) 販売した特定介護予防福祉用具（条例第255条に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の種目及び品目の名称並びに販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 販売した特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要  
(記録の整備)

第81条 条例第262条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第259条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第263条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第263条において準用する第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (4) 条例第266条第1項の特定介護予防福祉用具販売計画
- (5) 省令第289条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  
(準用)

第82条 第2条及び第75条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売（条例第255条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業について準用する。この場合において、同条第4号中「利用料」とあるのは、「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第83条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、条例第255条に定める基本方針及び条例第264条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用法、使用に当たって留意すべき事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用法の指導を行うこと。
- (3) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該介護予防サービス計画に当該特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第20項の規則で定める一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット部分（条例附則第15項に規定するユニット部分をいう。以下同じ。）の利用定員（条例第154条第6項第1号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びユニット部分以外の部分の利用定員（省令第129条第1項に規定する利

用定員をいう。) (省令第129条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例附則第6項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。次号において同じ。)  
 )である場合を除く。)

(4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員(省令第129条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

(5) ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(7) 通常の送迎の実施地域

(8) サービスの利用についての留意事項

(9) 緊急時等における対応の方法

(10) 非常災害対策

(11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

3 第45条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第3号から第5号までの規定中「第143条」とあるのは「附則第23項において準用する条例第143条」と、同条第6号中「省令第142条において準用する省令」とあるのは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)による改正前の省令(以下「改正前省令」という。)第173条において準用する改正前省令第142条において準用する改正前省令」と読み替えるものとする。

4 条例附則第34項の規則で定める一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) ユニット部分(条例附則第30項に規定するユニット部分をいう。以下同じ。)の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

(4) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の送迎の実施地域

(6) 施設の利用についての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項